

外郭団体見直し計画等策定部会検討状況報告

経過

平成20年11月20日の第1回滋賀県行政経営改革委員会において部会が設置され、12月24日に第1回会議を開催して以降、6回にわたり検討を行ってきた。

また、外郭団体の中には、県の公の施設の管理運営を担っている団体も多く、施設自体の見直しの方向を踏まえる必要があることから、直営の公の施設も含めた改革方針について検討する小委員会を部会に設け、並行して検討を行っているところであり、2月4日の第1回会議以降、7回にわたり検討を行ってきた。

会議の開催状況は、次表のとおりであり、外郭団体および公の施設に関する総括的な検討を行った後、個別の外郭団体や公の施設の内容や現況等について、所管部局から順次ヒアリングを行いながら検討を進めているところである。

開催日		外郭団体部会	公の施設小委員会
平20	12月24日	第1回(課題整理)	
平21	1月16日	第2回(概況検討)	
	2月4日		第1回(見直しの考え方整理)
	2月13日		第2回(ヒアリング：県民文化生活部・健康福祉部所管施設)
	2月17日		第3回(ヒアリング：琵琶湖環境部所管施設)
	3月10日		第4回(ヒアリング：教育委員会・土木交通部所管施設)
	3月13日	第3回(考え方整理・ヒアリング：健康福祉部所管団体)	第5回(ヒアリング：健康福祉部・農政水産部所管施設)
	4月7日	第4回(ヒアリング：県民文化生活部所管団体)	第6回(ヒアリング：県民文化生活部所管施設)
	4月9日	第5回(ヒアリング：警察本部・健康福祉部・農政水産部所管団体)	
4月22日	第6回(ヒアリング：琵琶湖環境部・商工観光労働部・土木交通部所管団体)	第7回(ヒアリング：琵琶湖環境部・商工観光労働部・土木交通部所管施設)	

検討の視点

外郭団体および公の施設の見直しを進めていく上での基本的な考え方を、以下のとおり整理した。

．外郭団体の見直しについて

1 見直しの必要性

外郭団体については、これまで県が施策目的を効果的に推進する観点から、人的あるいは財政的側面から必要な関与を行ってきた。

一方で、分権改革が進展する中、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で県政経営を進めていくことが求められており、効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組んでいかなければならない。

このため、外郭団体についても、次のような環境変化も踏まえた今日的視点から県の関わり方や外郭団体の経営について見直しを行っていく必要がある。

< 外郭団体を取り巻く環境変化 >

新公益法人制度改革の施行

団体の公益性の認定が明確化されるとともに、税制面における優遇措置の拡充等により活動の促進が期待される。

指定管理者制度の導入

公の施設の管理を行ってきた団体については、公募が行われる場合、民間との競合関係が生じる。

財政健全化法の施行

団体の財務状況が明らかになるとともに、県の健全化判断比率の一つである将来負担比率に反映されるようになる。

厳しさを増す県の財政状況

厳しい財政状況や社会情勢の変化等に対応した県の施策の見直しに伴い、県の関与の見直しが不可避となっている。

2 見直しの考え方

県の外郭団体に対する関与の方向性について、外郭団体が実施している業務そのものに着目し、ゼロベースで見直しを行うこととし、以下に示す視点と考え方に沿って順次検討を行い、具体的な見直しの方向を整理する。

社会ニーズ等との適合性

外郭団体の設立目的や事業が、次のように現在の県民や社会のニーズに対応したものでない場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 事業そのものの目的が既に達成されている。
- B) 社会情勢の変化により、事業そのものの意義が失われている。
- C) 他の方法で目的が達成できる。

民間市場での対応可能性

外郭団体の事業について、次のように民間市場で対応が可能な場合は、積極的に民間に委ね、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 民間市場で同様のサービスが提供されている。
- B) 規制緩和等により対象サービスに係る民間市場が拡大している。

公的部門として対応すべき公共性・公益性

外郭団体の主たる事業について、次のように公的部門として対応すべき公共性や公益性が認められない場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 民間市場で対応できない部分を補完する必要性がない。
- B) 新公益法人制度において、公益目的事業またはそれに準ずるものとして認められる公算が低い。
- C) セーフティネットとして維持する必要性がない。

県としての役割や政策方針との整合性

外郭団体の主たる事業が、次のように県の果たすべき役割や政策方針と合致しなくなった場合は、廃止の方向で県の関与を見直す。

- A) 県が進める政策の方向性と整合しなくなった。
- B) 他の行政主体との関係において県が担うべき役割に対応しなくなった。

県の施策目的を達成する上での効果性・効率性

外郭団体の事業について、次のように、より効果的・効率的な対応が必要と考えられる場合は、その内容等に応じて、団体の廃止・統合や事業の見直し、または支援の縮小の方向で、県の関与を見直す。

- A) 外郭団体を通じた施策展開よりも効果的・効果的な手法がある。
- B) 複数の団体が類似目的または同種分野の業務を行っている場合で、それらを統合して実施することが全体として効率的または効果的である。
- C) 公の施設の管理業務について、指定管理者として期待される役割が有効に発揮されていない。
- D) 事業の採算性から判断して将来的にも改善が見込めない。
- E) 事業分野の性格等から、新公益法人制度における税制の優遇措置を活かした財源の調達が可能である。

・公の施設の見直しについて

1 公の施設に関する見直しの必要性

公の施設については、県民ニーズに応じた行政サービスを提供する観点から、サービスの向上と効率的な管理運営に努めているが、県の財政状況が厳しいことを踏まえ、平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定するとともに、「新しい行政改革の方針（平成20年3月策定）」に基づき、施設の廃止等に取り組んできたところである。

しかし、現在本県は巨額の財源不足が見込まれるという、かつて経験したことのない危機的な状況に直面している。このため、公の施設についても、スピード感を持って、県が本来担うべき役割に照らし、より施設を有効かつ効率的に運営するという観点で、施設の必要性を含めて、そのあり方を抜本的に見直していくこととする。

これまでの経過

・平成17年2月 「公の施設の見直しについて」	対象92施設
廃止・移管	8施設
市町への移管に向けた協議	5施設
今後のあり方の検討	26施設
・平成20年3月 「新しい行政改革の方針」	対象83施設
廃止・移管	10施設
休館・用途廃止、施設のあり方検討	4施設
市町との移管協議、考え方の整理・見直し	5施設

2 見直しの基本的考え方

(1) 見直しの基本方針

施設の設置目的、施策上の位置付け、類似施設の整備状況、社会経済情勢、県民ニーズの変化、施設の利用状況等を踏まえて県が引き続き当該施設によるサービスの提供が必要かどうかについて、次の視点からゼロベースで見直しを行う。

※ 県の設置目的を果たしているか

市町や民間でできること、やるべきことは市町で、民間でという視点、また、県がやらなければ誰もその施設サービスを提供しないか、県が提供するのにふさわしいサービスか（施設機能が圏域全体または広域的な利用を想定した中核施設としての役割か）という視点から見直す。

※ 個々の施設機能を統合・一体管理できないか

ハードとソフトを分離して検討し、施設機能を他施設に統合することにより効果的な実施となるか、一体的に管理することで効率的に運営ができないか、など個々の施設単位だけではなく、横串の視点から見直す。

(2) 見直しのポイントと具体的な考え方

まず、施設として引き続き必要かといった施設の使命について見直しを行う。その中で、使命を終えているものについては廃止とし、引き続き必要とした施設のうちで、県立施設として存続すべき必要がないとした施設については、移管、売却すべきものと整理する。

また、県立施設として存続すべきものについては施設機能の統合や一体管理、管理運営主体や管理運営方法等の見直しについて検討を行うこととする。

具体的な見直し内容については、下記のとおりである。

施設として引き続き必要か

施設の設置目的や利用状況が、次のように現在の県民ニーズや時代に対応したものとなっていない場合、また県のみが提供するものでなく、代替機能がある場合は、廃止の方向で見直す。

- 設置目的と現在の利用状況にずれがある。
- 県民の利用率が低く、減少傾向が続いている。
- 国や市町、民間の施設に代替の機能がある。

県の施設目的を果たしているか、引き続き必要な施設か

施設の設置目的や利用状況が、次のように限定されている場合、他の運営主体が適当である場合は、市町、団体、民間等へ移管、売却の方向で見直す。

なお、移管、売却が不調となった場合は、廃止の方向で見直す。

- 利用が所在地周辺の住民や一部の団体によるものが大半である。
- 県以外が運営する方が県民やNPO等の自主的な活動を促し、施設の機能が十分発揮できる。

県立施設として存続する場合、施設機能、管理運営主体、運営方法について見直す必要がないか

a) 施設の利用者ニーズや利用状況、費用面、機能面などが、次のような場合、管理部門の統合や事業の協働化など、施設機能の統合、縮小、変更の方向で見直す。

- 利用者ニーズの変化や他施設の整備状況により利用率の低い施設・設備がある。

- 将来にわたって、管理経費や修繕費が多額である。
 - 設置目的や事業内容に関連性の強い施設があり、連携することにより効果が高まると考えられる。
 - ソフト機能を他施設に移転して実施することが可能である。
- b) 民間事業者を活用することにより、効果的な管理運営が可能と認められるものについては、指定管理者制度などを導入するといった管理運営主体の転換の方向で見直す。

今後の予定

引き続き、個別の外郭団体および公の施設の現況等について、所管部局からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、7月を目途に見直しに向けた部会としての提言案をまとめていく。